

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和26年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年5月から同年12月までの期間は5,000円、27年1月から同年6月までの期間は7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から27年7月1日まで

私は、昭和25年8月ごろからB社に臨時社員として勤務していたが、26年5月1日にB社がA社になったのと同時に正社員として採用された。

昭和26年5月から退職した61年7月まで継続してA社に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録が確認できない。

A社が発行した私の経歴書と勤続10年の表彰状を所持しており、申立期間において、A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された経歴書により、申立人が、昭和26年5月1日から61年7月31日まで継続してA社に勤務していたことが確認できるところ、A社は、「当時の厚生年金保険に関する資料は保存期限を経過しているため既に確認できないが、当時は、入社した者は、その時点で正社員となり厚生年金保険に加入させていた。したがって、申立人についても、入社日である昭和26年5月1日に厚生年金保険に加入させていたはずである。」と回答しており、これを否定する事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、昭和 26 年 5 月から同年 12 月までの期間は 5,000 円、27 年 1 月から同年 6 月までの期間は 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、「保険料納付に関する資料は、保存期限が経過していることから存在せず、保険料を納付したかどうかは不明である。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 2 月 1 日から 10 年 1 月 10 日まで

私は、平成 20 年 11 月ごろ、自宅に来た社会保険事務所の職員の説明により、申立期間に係る標準報酬月額が、さかのぼって 34 万円から 11 万円に訂正されていることが分かった。

申立期間について、申立期間当時の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 10 年 1 月 10 日）の後の平成 10 年 1 月 29 日付けで 9 年 2 月から同年 12 月までの期間の標準報酬月額が 34 万円から 11 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間において当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当社は厚生年金保険料を滞納したことは無かった。全喪の手続については、当社の事務担当者が社会保険事務所で行ったことを覚えているが、申立期間の遡^{そきゅう}及訂正の手続については、私は行っていないし、事務担当者からの報告も受けておらず、全く承知していなかった。」としているものの、当該事業所の当時の事務担当者は、「A社は、平成 10 年 1 月に倒産したが、少なくともその前月の 9 年 12 月分の社会保険料は未納であったと思う。全喪の手続については、社長が社会保険事務所で行ったと思う。」としている。

さらに、申立人は、「会社の取り決め等の決裁権は私だけにあった。」としているところ、当該事業所の代表取締役であった申立人はA社の業務執行に責任を負っており、社会保険事務についても権限を有していたと認められることか

ら、標準報酬月額が減額訂正についても同意していたものとするのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立期間も含め当該事業所の業務に責任を有する代表取締役であった申立人が、申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月1日から49年10月31日まで

私は、A社B営業所に昭和44年ごろに入社し、49年10月30日に退職した。当時、一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私にだけ記録が無いことに納得できない。

当該事業所に勤務していたのは間違いなく、当該事業所が、厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和46年4月からと聞いているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、少なくとも申立期間の一部において、A社B営業所に勤務していたことは、複数の同僚の証言及び申立期間当時、A社の取締役であった者が所持している当時の日記から推認できる。

しかし、申立期間当時、A社の取締役であった者は、「設立当初は、祖母が代表取締役であったが、実質的な経営は父親に任されており、従業員を厚生年金保険に加入させる時期等についても、父親が決めていた。その当時に父親が書いた日記を見ると、申立人を含むB営業所の従業員と会社のこと話し合いをし、従業員の言動等に父親が憤慨していたことがうかがえ、申立人が社会保険への加入を保留されていたかどうかは承知していないが、B営業所の当初の営業成績は芳しくなかったことなどから、父親は、勤務態度や成績の良くない従業員の社会保険への加入には消極的であったと思う。」とし、併せて、当該取締役及びその取締役の父親が記載したとする日記の写しを確認したところ、当該日記は、印刷された日付等から見て、その当時に記載されたものと推認できる上、当該日記からは、当該取締役が証言したとおり、当該取締役の父親が、

申立人を含む数人の従業員と数回話し合いを行ったが、折り合いがつかず、そのことに思い悩んでいたことや申立人を含む別の数人が申立期間中の昭和 49 年 4 月 20 日に別の事業所の社員になったことなどが記載されている。

また、当該日記に、当該取締役の父親と話し合いをしたとして氏名が記載されている従業員 4 人（申立人を含む。）のうち、A 社 B 営業所の被保険者資格（昭和 48 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間）を取得している者は 1 人のみである上、申立人は、「その同僚とは、入社も退職も同時期であった。」としているところ、当時、A 社 B 営業所の所長であった者は、「私は、申立人よりも後に入社したので、入社当時のことは知らないが、被保険者資格を取得している申立人の同僚は一度退職し、再入社した時に厚生年金保険に加入したと記憶している。申立人は、その同僚がいったん退職した時に一緒に退職したという記憶は無い。」と証言していることなどを踏まえると、A 社 B 営業所の従業員の厚生年金保険の加入の有無は、当時、A 社の実質的経営者であった当該取締役の父親が決定しており、当初、当該日記に記載されている申立人を含む 4 人を加入させておらず、その経緯は不明であるが、そのうち途中でいったん退職した者が再入社した際には厚生年金保険に加入させたものの、継続して勤務していた申立人等はそのまま厚生年金保険に加入させていなかった可能性を否定できない。

さらに、社会保険庁が保管している A 社 B 営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名を確認できない上、申立期間及びその前後の期間に整理番号の欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められないほか、申立人が氏名を覚えている同僚及び A 社 B 営業所に係る被保険者記録が確認できる者（合計 11 人）に事情を聴取したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 21 日から 49 年 7 月 21 日まで

私は、申立期間において、A社に勤務しており、B県内の主にC、D及びE地区の建設現場で働いており、辞める1年前からは主任をしていた。申立期間当時は、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは気にかけていなかったし、当時の給与明細書も残っていないが、私自身は給与から保険料が控除されていたと思うので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことは、雇用保険の記録から確認できる。

しかし、当時の事業主は、「当時の資料は既に廃棄しているので、申立人を厚生年金保険に加入させていたかどうかは不明であるが、厚生年金保険に加入させるかどうかは、私と労務関係の事務をしていた者と決めていた。」と証言しているところ、労務関係の事務を担当していた者は、「当時、雇用保険については、社員全員を加入させていたが、厚生年金保険については、加入させる者を社長が決めており、役員以外の社員で加入していたのは、事務を担当していた者のほか、現場責任者や賄人の一部であった。申立人については、申立人の兄もA社に勤務していたので覚えているが、F県から来て2年ぐらいで帰ったので、臨時的に働きに来たような感じであり、多分、季節労働者の扱いで厚生年金保険には加入させていなかったと思う。」と証言している上、当時の顧問社会保険労務士は、「A社は、昭和46年にG健康保険組合に加入した。G組合の組合員は、第一種組合員（事業主、役員、常用労働者）と第二種組合員

(日雇労働者)の2種類があり、A社は、第一種組合員は厚生年金保険に加入させ、第二種組合員は厚生年金保険に加入させていなかった。A社との契約は既に切れており、当時の書類はほとんど処分して無いが、こちらで作成したA社に係る厚生年金保険に関する台帳が残っており、その中に申立人の氏名は見当たらない。」と証言していることから、申立期間当時、当該事業所は、事業主が社員を厚生年金保険に加入させるかどうかの決定をし、必ずしも社員のすべてを厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性を否定できない。

また、申立人が氏名を覚えている同僚で職種が同じ6人は、いずれも当該事業所に係る被保険者資格を取得(6人のうち4人は、遅くとも申立人が当該事業所に勤務する約9か月前には被保険者資格を取得しており、ほかの2人は申立期間の約7年後に被保険者資格を取得している。)しているものの、申立期間に当該事業所に係る被保険者資格を取得した者は1人もいない上、当該同僚で事情を聴取できた3人のうち2人は、「申立人を覚えているが、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかまでは分からない。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 9 月 1 日から 13 年 6 月 30 日まで

私は、昭和 57 年から A 社に勤務し、申立期間当時は役員であった。社会保険事務所の訪問調査によって、申立期間に係る私の標準報酬月額が当時の給与額より低い額に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが分かった。

申立期間について、申立期間当時の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 13 年 6 月 30 日）の後の平成 13 年 7 月 23 日付けで、11 年 9 月から 13 年 5 月までの期間の標準報酬月額が 26 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により、申立人は、当該事業所の役員であったことが確認できる上、申立人は、「代表取締役は高齢のため、申立期間当時の会社運営は、私が代行していた。」としており、申立人は、申立期間当時、当該事業所の業務を執行する責任者として、社会保険事務についても権限を一任されていたものと考えられる。

また、管轄社会保険事務所が保管している当該事業所に係る平成 11 年度から 13 年度における滞納処分票の事蹟によると、当該事業所は、平成 11 年 7 月ごろから社会保険料を滞納し、社会保険事務所から再三催告され、すべて申立人が対応していることが確認できる上、申立人は、標準報酬月額の減額訂正の手続についても同意していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の社会保険業務を担当する責任者として、自らの標準報酬月額の減額訂正に同意しながら申立期間に

係る自らの標準報酬月額が減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から 47 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 10 月に A 社に入社し、50 年 1 月末日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間に、仕事の内容や労働条件等が変更されたことは無かった。

ところが、社会保険庁の記録上、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が抜け落ちていることに納得がいかない。申立期間においても、健康保険被保険者証を使用していたので、厚生年金保険料を控除されていたと思う。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社（現在は、B 社）に勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、社会保険庁が保管している当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立期間直前の期間（昭和 42 年 10 月 1 日から 45 年 3 月 1 日までの期間）における厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間直後の期間（昭和 47 年 12 月 1 日から 50 年 2 月 1 日までの期間）における記号番号は、別の記号番号で、かつ、当該事業所に勤務する以前に申立人に払い出されていることが確認でき、申立期間直後の期間の記号番号は、申立人が当該事業所に申告しない限り、当該事業所及び管轄社会保険事務所において知り得なかったものと考えられる上、被保険者資格が継続しているにもかかわらず、記号番号を変更しなければならない理由も見当たらないことを踏まえると、申立人は、当該事業所に係る被保険者資格をいったん

喪失後、再取得したと考えるのが合理的である。

また、当該事業所に係る被保険者原票によると、申立人と同様に昭和45年3月1日付けで被保険者資格を喪失している5人のうち1人は、申立人が同資格を再取得した47年12月1日に当該事業所に係る同資格を再取得していることが確認でき、当該事業所に係る同資格を取得している者で事情を聴取できた複数の者が、申立人及び申立人と同様の同資格の得喪記録となっている者とは同じ職種であったことを証言している上、申立期間中に入社し、入社後に申立人と同じ職種に変更した者は、その時点で同資格を喪失していることが確認できるほか、申立人が同資格を再取得した47年12月1日付けで、申立人と同じ職種の者が11人（申立人を除く。なお、当該事業所の昭和47年12月1日時点の被保険者は34人）も取得していることが確認できることを踏まえると、その経緯は不明であるものの、当該事業所では、申立期間において、申立人が従事していたとする職種の者については、同資格を取得させていなかった可能性がうかがえる。

さらに、B社は、「30年以上も前のことで、関係資料は既に処分しており、申立てどおりの資格取得及び喪失に関する届出並びに厚生年金保険料の控除を行ったか否かについては不明である。」としている上、当時の事業主及び経理担当者等は既に死亡しており、当該事業所に係る被保険者資格を取得している者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和20年4月から26年8月1日まで
②昭和28年11月5日から35年7月18日まで

私は、昭和20年4月ごろからA社で働いていた。初めは現場の作業に従事していたが、道路の開通に伴い、24年ごろにA社のB事務所に移り、運転手助手等をしていた。その後、26年ごろには倉庫の見回り等に従事していた。

その後、機器の取扱いの免許を取得したことなどもあり、C社に転職し、初めは各機器の指導や点検等に従事していたが、体調不良となり41年8月に解雇された。

ところが、社会保険庁の記録では、私のA社に係る被保険者記録は昭和26年8月1日から、C社に係る記録は35年7月18日からとなっている。

勤務していたことを証明する資料は無く、同僚等の名前も覚えていないが、申立期間において、両事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、少なくとも申立期間①の一部において、A社に勤務していたことは、その当時、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の証言により推認できる。

しかし、前述の証言者からの証言において、申立人が当該事業所に勤務していた期間を特定することができない上、社会保険庁の記録上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年7月1日からであり、申立期間①のうち20年4月から23年7月1日までの期間は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該事業所が適用事業所となった昭和23年7月1日から申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した26年8月1日までの期間に被保険者資格を取得している者（165人）のうち、約6割の96人が申立人と同様に同年8月1日付けで同資格を取得している上、同年8月1日付けで同資格を取得している者で事情を聴取できた10人のうち7人は、それぞれ「自分の被保険者資格取得日は、自分が入社した時期よりも遅くなっている。」、「昭和26年8月1日に、100人近くの人が一斉に採用されたということにはなかった。」、「その当時、A社は、すべての従業員を厚生年金保険に加入させておらず、何らかの事情により、一度に加入させたのかもしれない。」などと証言していることから、その経緯は不明であるものの、当該事業所は、26年8月1日時点で在籍し、かつ、その時点で同資格を取得させていなかった者について、まとめて同年8月1日付けで同資格を取得させた可能性がうかがえる。

さらに、当該事業所は既に全喪している上、当時の事業主及び役員等も既に死亡又は所在不明であり、申立期間①以降に役員であった者は、「私は、社会保険関係業務は担当していなかったし、役員であった時期が申立期間と異なるため、その期間の保険料控除等については分からない。」としているほか、当該事業所に係る被保険者資格を取得している者で申立人を覚えている者に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

加えて、社会保険業務センターが保管している申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる旧台帳）における被保険者資格取得日及び喪失日は、当該事業所に係る被保険者名簿と一致している。

申立期間②について、申立人は、申立期間②直後の昭和35年7月18日から41年8月12日までの期間において、C社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立期間②において当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた11人のうち、申立人が勤務していたことを覚えている者は申立人の弟を含めて2人しかおらず、その2人も申立人が勤務していた時期を明確には覚えておらず、申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことを特定することができない。

また、当該事業所は既に全喪している上、当時の事業主及び役員等も既に死亡又は所在不明であるほか、当該事業所に係る被保険者資格を取得している者で申立人を覚えている者に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。